

機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について

輸入注意事項19第8号 (19. 3. 7)

最終改正：令和3年12月22日付け・輸入注意事項2021第22号

平成19年3月6日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

記

1 対象品目

関税率表の番号等	品目	備考
84・11	・軍用航空機用原動機（部分品を除く。）	
8412・10	・軍用航空機用原動機	
8412・39	・軍用航空機用原動機	
8412・80	・軍用航空機用原動機	
87・10	・戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品	
88・02	・軍用航空機（関税率表第8802・60号に掲げるものを除く。）	
88・06	・軍用無人航空機	
89・06	・軍艦	
93・01	・軍用の武器	
93・02	・けん銃	
93・03	・その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの	
93・04	・その他の武器（ぬんちやく及び三節こんを除く。）	
93・05	<p>・関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 関税率表第9305・99号であって、次のいずれかに掲げるもの</p> <p>(1) ぬんちやく又は三節こんの部分品及び附属品</p> <p>(2) 水中銃の部分品及び附属品（もり先、もり及びもりを射出するために使用されるスリングゴムを除く。）</p> <p>(3) プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製の部分品及び附属品（ぬんちやく、三節こん又は水中銃のものを除く。）</p>	<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水中銃のもの（もり先、もり（シャフト）及びスリングゴム（パワーバンド）を除く。） ・一脚／モノポッド、二脚／バイポッド、三脚／トリポッドに類するもの ・レスト、台座、ベンチレスト、サンドバッグ、シューティングレスト、シューティングバッグに類するもの ・スコープリング、スコープマウントに類するもの ・ベース、マウントレール、マウントベース、レールベースに類するもの ・スリング、スリングスイーベル ・シェルバンド、シェルホルダー、ブレットバンドに類するもの

	ロ 三脚その他の特殊な支持具 ハ 銃用のつり帯及びバンド並びに銃身又は銃床の環 ニ 銃の反動吸収器で取り外しができるもの ホ 撃針を保護するための空撃ちケース ヘ 銃の薬室に弾が装填されていないことを確認するために装填する器具 ト 銃を発射する際に頬を保護するためのパッド	・リコイルパッド ・スナップキャップ ・セーフティフラグ ・チークパッド
93・06	・爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾を含み、カートリッジワッドを除く。）	
93・07	・刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品（刀身に限る。）	

2 申請者の資格

- (1) 関税率表の第84・11項、第8412・10項、第8412・39項、第8412・80項、第87・10項、第88・02項、第88・06項及び第89・06項に該当する貨物
 国から輸入の委託を受けた者又はこれに準ずる者
- (2) 関税率表の第93・01項に該当する貨物
 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第3条の4第1号から第4号までの一に該当する者又はこれらに準ずる者
- (3) 関税率表の第93・02項に該当する貨物
 銃刀法第3条の4各号の一に該当する者又はこれらに準ずる者
- (4) 関税率表の第93・03項に該当する貨物（銃刀法の適用を受けない貨物を除く。）
 武器等製造法（昭和28年法律第145号。以下「武等法」という。）第17条の規定による猟銃等製造事業者、武等法第18条ただし書の許可を受けた者、武等法第19条の規定による猟銃等販売事業者（武等法の対象から除かれている銃砲を業務のために輸入する場合は銃刀法第3条第1項第11号による届出等をした者）、国若しくは地方公共団体から輸入の委託を受けた者、銃刀法第4条第1項の規定による所持の許可を受けた者、前記以外の者であって銃刀法第3条第1項の規定により所持が認められている者又はこれらの者から輸入の委託を受けた者
- (5) 関税率表の第93・04項に該当する貨物（護身棒、投石機等を除く。）
 - ① 高圧ガス保安法の適用除外とされているエアゾール製品等
 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第3条第1項第8号の適用除外に該当することを証する書類を有する者
 - ② 準空気銃（銃刀法第21条の3に規定するものをいう。）
 銃刀法第21条の3第1項の規定により所持が認められている者、国若しくは地方公共団体から輸入の委託を受けた者又はこれらの者から輸入の委託を受けた者
 - ③ ①及び②以外のもの（ただし、高圧ガス保安法の規定の適用を受ける貨物を除く。）
 2の（2）及び（4）と同じ。
- (6) 関税率表の第93・05項に該当する貨物

- ① 関税率表の第93・01項に該当する貨物の部分品及び附属品
2の(2)に該当する者又は武等法第3条の規定による武器の製造事業の許可を受けた者若しくはその者から輸入の委託若しくは発注を受けた者
 - ② 関税率表の第93・02項に該当する貨物の部分品及び附属品
2の(3)に該当する者
 - ③ 関税率表の第93・03項に該当する貨物の部分品及び附属品
2の(4)に該当する者
 - ④ 関税率表の第93・04項に該当する貨物の部分品及び附属品
2の(5)に該当する者
- (7) 関税率表の第93・06項に該当する貨物
- ① 火工品（火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）第2条第1項第3号の火工品（下記②及び③に掲げるものを除く。）に限る。）にあつては、次のいずれかに該当する者
 - (イ) 火取法第5条の規定による販売営業の許可を受けた者であつて、かつ火取法第12条第1項の規定による許可を受けている者又は火取法第13条ただし書の規定による許可を受けている者
 - (ロ) (イ)以外の者にあつては、申請貨物につき火取法第24条の規定に基づく輸入の許可を受けた者
 - ② 対人地雷（対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成10年法律第116号。以下「地雷法」という。）第2条に定義されるものに限る。）にあつては、地雷法第5条第1項の規定による所持の許可を受けた者又は許可を受けた者から輸入の委託を受けた者
 - ③ クラスター弾等（クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成21年法律第85号。以下「クラスター弾等禁止法」という。）第2条第1項に定義されるものに限る。）にあつては、クラスター弾等禁止法第5条第1項の規定による所持の許可を受けた者又は許可を受けた者から輸入の委託を受けた者
 - ④ ①、②及び③に掲げる物品以外のものにあつては、①に該当する者又は2の(2)から(6)までのいずれかに該当する者
- (8) 関税率表の第93・07項に該当する貨物（銃刀法第2条第2項に規定する「刀剣類」であつて、部分品及びさや等を除く。）
銃刀法第3条第1項の規定により所持が認められている者、銃刀法第4条第1項の規定による所持の許可を受けた者、銃刀法第14条第1項の規定による登録を受けた刀剣類を輸入しようとする者、国若しくは地方公共団体から輸入の委託を受けた者又はこれらの者から輸入の委託を受けた者
- (9) 上記(1)から(8)までに掲げる貨物以外の貨物（関税率表の第93・03項、第93・04項、第93・05項又は第93・07項のいずれかに該当するものであつて、かつ銃刀法第4条第1項の所持許可の対象でないもの）にあつては、当該貨物を輸入しようとする者（第93・05項に該当する部分品又は附属品については、当該部分品又は附属品の本体が同法の所持許可の対象でないものに限る。）
（注：例えば、スタータピストル、護身棒、投石機、水中銃、スタンガン、ナイフ等（いずれも同法の所持許可の対象でないものに限る。）を輸入する場合は該当）

3 書面申請手続

(1) 申請書の提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(2) 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日の午前10時から11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭

和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く。

(3) 申請書の提出部数等

① 申請書式

輸入承認申請書(輸入貿易管理規則別表第一T2010) 2通

② 記入上の注意

I申請の明細のうち、「2商品名」の欄及び「3型及び銘柄」の欄には申請貨物が特定されるように記入のこと。同欄に書ききれない場合には、特定される個々の商品名、型式等及び各々の数量並びに総数量を記載した別紙を添付すること。(様式自由。ただし、関税率表の第93・03項の散弾銃及びライフル、第93・04項の空気銃並びに第93・05項の銃身・弾倉(第93・03項の散弾銃用及びライフル用並びに第93・04項の空気銃用のものに限る。)にあっては、別紙様式2によること。)

(4) 添付書類

① 2の(1)に該当する場合

(イ) 機械類輸入承認申請明細書〔別紙様式1〕2通

(ロ) 当該申請品目の輸入を必要とする理由を説明する書類〔様式自由〕2通

(ハ) 申請者の資格を有することを証する書類の写し2通

(ニ) 当該輸入商品のカタログ類2通

② 2の(2)から(8)までに該当する場合

(イ) 機械類輸入承認申請明細書〔別紙様式1〕2通

(ロ) 明細書(関税率表の第93・03項の散弾銃及びライフル、第93・04項の空気銃並びに第93・05項の銃身・弾倉(第93・03項の散弾銃用及びライフル用並びに第93・04項の空気銃用のもの。)に限る。)[別紙様式2]2通

※ 輸入承認申請書別紙として添付すること。

(ハ) 申請者の資格を有することを証する書類の写し2通

(ニ) 当該輸入商品のカタログ類2通

③ 2の(9)に該当する場合

(イ) 機械類輸入承認申請明細書〔別紙様式1〕1通

(ロ) 当該輸入商品のカタログ類1通

④ この輸入の承認に当たり必要がある場合には、許可書等の原本並びに①から③に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。

⑤ 提出書類は原則として返還しない。ただし、許可書等の原本は確認後返還する。

(5) 添付書類の省略

3(4)②(ハ)の申請者の資格を有することを証する書類のうち、次に掲げる書類(以下「資格許可書等」という。)については、本輸入注意事項に基づく輸入の承認申請又は本輸入注意事項以前の輸入発表に基づく輸入割当申請において、資格許可書等の写し2通及び別紙様式3による申請者本人が当該書類の写しは原本と相違ないことを誓約した書類(以下「原本誓約書」という。)2通を提出し受理された場合には、以降の同様の申請において、資格許可書等の添付を省略することができる。

また、提出した資格許可書等に変更があった場合には、その後の輸入の承認申請(本輸入注意事項以前の輸入発表に基づく輸入割当申請を含む。)において、変更後の資格許可書等の写し2通及び原本誓約書2通を提出し受理された場合には、以降の同様の申請において、資格許可書等の添付を省略することができる。

① 武等法第17条の規定による猟銃等の製造の許可

② 武等法第18条ただし書の規定による猟銃等を試験的に製造することの許可

③ 武等法第19条の規定による猟銃等の販売の許可

④ 火取法第5条の規定による火薬類の販売営業の許可

- ⑤ 火取法第12条第1項の規定による火薬庫設置等の許可
- ⑥ 火取法第13条ただし書の規定による許可
- ⑦ ①から⑥までの許可書の内容を変更したことを証する書類

4 輸入承認基準

当該輸入承認申請が3に従って行われたものであることを確認の上、審査の結果適当と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行うものとする。

なお、クラスター弾等禁止法第2条第1項に定義される「クラスター弾等」の輸入の承認は、クラスター弾に関する条約の締約国から輸入する場合でなければ、これを行わないものとする。

機械類輸入承認申請明細書

受付年月日 ※	①申請者名及び住所	担当者氏名 (TEL)
受付番号 ※	②需要者名 (設置場所又は工場名)	
③最終需要者名		

④関税率表の番号等	⑤原産地	⑥船積地域	⑦国連番号 (UN No.) [火薬類を含む貨物] [の場合のみ記入]
-----------	------	-------	---

⑧貨物名・貨物の説明等 [型・銘柄・仕様 規格・構造・火薬の組成及び数量]	数量及び単位	単価 (US \$)	総額 (US \$)
総 計		_____	US \$

(裏面につづく)

(裏面)

⑨貨物の用途
⑩輸出業者名 (住所)
⑪製造業者名 (住所)
⑫特別有効期間の設定 ・ 輸入承認の日から _____ 月 ・ 理由

記入上の注意事項

- ※印のある欄には記入しないでください。
- 「⑦国連番号 (UN No.)」欄は、火薬類を含む貨物の場合のみ記入してください。
- 「⑧貨物名・貨物の説明等」欄
 - 機械類の場合は貨物名 (和訳) ・型・銘柄・仕様等を記入してください。
また、部品等を一括申請する場合等欄内に書ききれない場合は別紙に個々の機械名等を記入してください。
 - 火薬類の場合は貨物名 (和訳) ・貨物の説明 (型・銘柄・規格・構造・火薬の組成及び数量) を記入してください。欄内に書ききれない場合は別紙に記入してください。
- 「⑫特別有効期間の設定」欄
輸入承認証の有効期間は6か月と定められていますが、この期間内に輸入が不可能な場合には特別有効期間を設定することが出来ます。
この欄に必要な期間とその理由を記入し、特別有効期間を必要とすることを立証する書類を添付してください。
- 用紙の大きさはA列4番とします。

明 細 書

銃の主要諸元 商品名 型及び銘柄	全 長	銃 身 長	口 径 の 長 さ	発 射 機 構	弾 倉 容 量	着 剣 装 置 の 有 無	ライ フ リ ン グ の 有 無	数 量

記入上の注意事項

- 1 輸入する猟銃等の主要諸元の各項目について、輸入時点の規格を記入してください。
- 2 表示単位は「mm、cm、i n c h、番、発」等とします。
- 3 輸入貨物が猟銃等の部品の場合
 - (1) 銃身については「銃身長、口径の長さ、着剣装置の有無、ライフリングの有無」について記入してください。
 ※ ライフリングの有無の欄は、散弾銃及び散弾銃用銃身の場合のみ記入してください。
 - (2) 弾倉については「弾倉容量」を記入してください。
- 4 用紙の大きさはA列4番とします。

年 月 日

原 本 誓 約 書

経済産業大臣 殿

申 請 者
氏名又は名称
及び代表者の氏名
住 所

本申請に係る添付書類のうち、以下の書類の写しについては、私（当社）が保有する原本と相違ないことを証明します。

- 武器等製造法第 17 条の規定による猟銃等の製造の許可
許可番号 _____
- 武器等製造法第 18 条ただし書の規定による猟銃等を試験的に製造することの許可
許可番号 _____
- 武器等製造法第 19 条の規定による猟銃等の販売の許可
許可番号 _____
- 火薬類取締法第 5 条の規定による火薬類の販売営業の許可
許可番号 _____
- 火薬類取締法第 12 条第 1 項の規定による火薬庫設置等の許可
許可番号 _____
- 火薬類取締法第 13 条ただし書の規定による許可
許可番号 _____
- 上記許可書の内容を変更したことを証する書類
許可番号等 _____

記入上の注意事項

- 1 該当する書類に☑マークしてください。
- 2 許可番号等については、許可番号を記入してください。ただし、許可番号のない書類については、当該書類の受理年月日を記入してください。
- 3 用紙の大きさはA列4番とします。